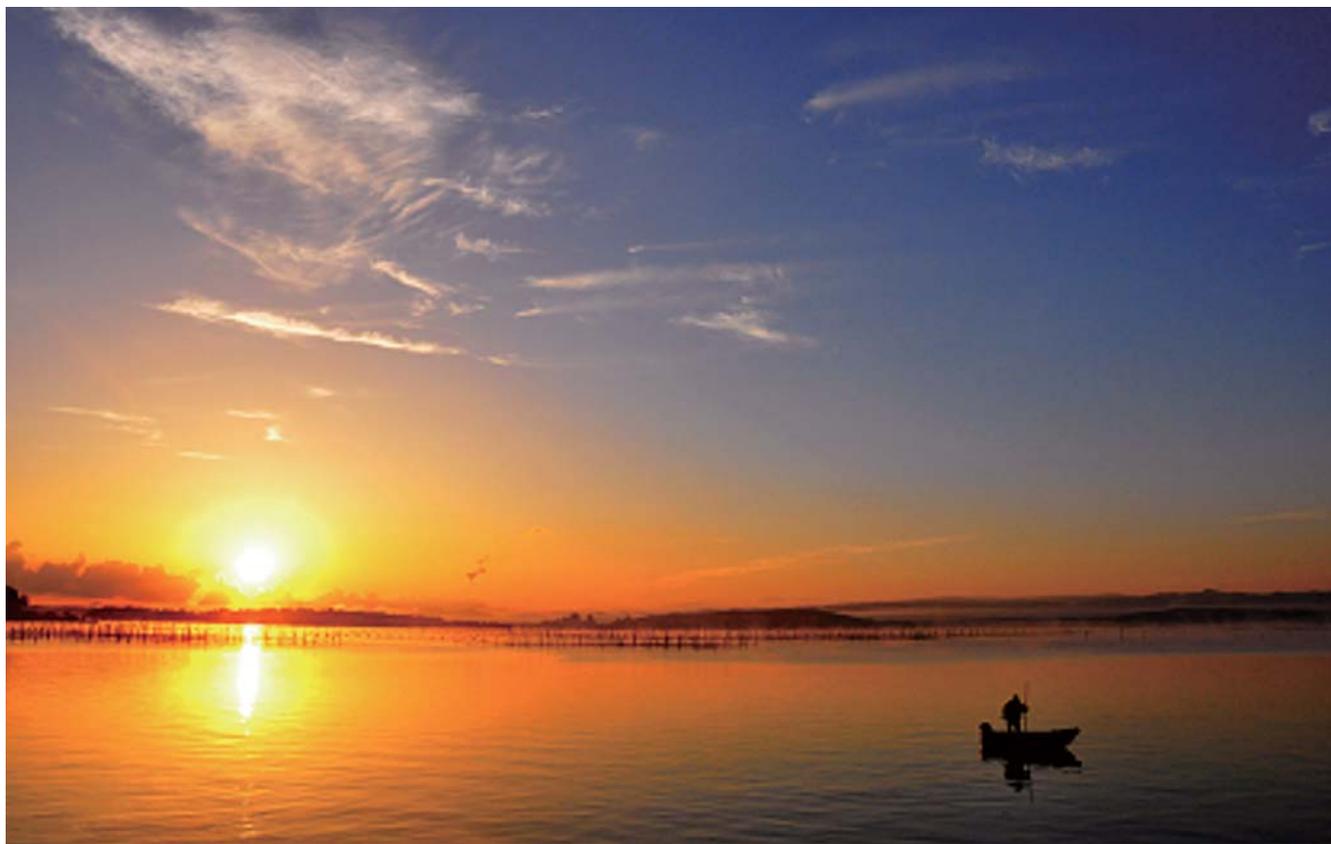


七尾市農業委員会だより

2017
新年

平成29年1月1日発行／発行 七尾市農業委員会／編集 農業委員会だより編集委員会
TEL 0767 (53) 8440／FAX 0767 (52) 7765／E-mail:nougyouinkai@city.nanao.lg.jp

No.47



写真提供：橋本義則氏 七尾西湾昇陽

明けましておめでとうございます

本年もよろしくお願ひ申し上げます

平成29年元旦 七尾市農業委員会

会長職務代理者
委員 長

事務局職員	坂井	辻下	橋本	加地	松本	高森	中村	丸山	酒井	網谷	仙田	圓山	萩原	宮本	久保	村瀬	島井	寺上	川尻	松合	坂田	鷹賀	和小	田賀	須治	山崎	福田		
	助	一	茂	一	俊	米	正	重		廣	賢	俊	精	百	峰	正文	功	順	惠		眞	裕	昭	重					
	一	光	典	博	隆	治	博	信	勝	稔	子	忍	一	彦	一	子	行	光	昭	伸	裕	子	子	修	子	敏	夫	隆	浩

新年あけましておめでとーございませう



七尾市農業委員会
会長 福田 浩

皆様には、一家お揃いで良き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は農業委員会の活動にご支援ご協力を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、十二月に七尾市の青柏祭が国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録され、祭りの伝統を継承する気概を新たにいたしました。

一方、農業委員会でも、農業委員会等に関する法律が改正され、四月一日から施行され、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務であること、農業委員が公選挙制から市長の任命制になること、また、新たに農地利用最適化推進委員の新設など、農業委員会も大きく変わろうとしています。

事務内容も農地等の利用の最適化の推進、すなわち遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進等、農地等の利用の効率化、及び高度化の促進が農業委員会の必須事務となったところです。

また、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場の農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければなりません。

さらに、農業委員会が指針を策定又は変更する時は、推進委員の意見を聴かなければならないとされ、推進委員は指針に従って活動を行うこととし、農地等の利用の最適化の推進の成果を上げるためには、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていくことが重要とされたところです。

今年七月二十三日で農業委員の任期が満了となり、七月二十四日から新体制になります。農業委員会一同新体制に恙なく移行できるように進めて参りたいと思っております。皆様方には何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

結びにあたり、平成二十九年が皆様にとりましてご多幸な年でありますよう祈念申し上げ年頭のご挨拶いたします。

平成二十九年 元旦



中島町河崎 上島巧也さん (25歳)

幼いころから実家が農業を営んでいたこともあり次第に農業に興味をもつようになった。高校生のころから将来は農業で生計をたて、日本の食

を支えていきたいと思うようになった巧也さん、現在二十五歳になった巧也さんは、実家の農作業を手伝いながら、農業の人材育成について学ぶ「いしかわ耕稼塾」で四月から一年間農業に必要な技術や知識を学んでいる。耕稼塾（本科コース）では、作物ごとの生育に必要な土づくりなど野菜作りの基本を学んだり、実際に収穫したりと農業経営者を目指し頑張っている。

巧也さんの実家では、一町歩の畑でネギ栽培を中心に農業を営んでいます。収穫したネギは主に地元のスーパ―に出荷し、土日を中心に、朝早くから白ネギの育苗や種まき、出荷の準備作業を手伝っている。

今後は、白ネギの栽培を中心にハウスを増やし、キャベツなどの葉物野菜作りもやってみたいの思いもある。

今年3月に耕稼塾修了後は、能登島で農業を営んでいる瀬成さんの農園で2年間働き農業経営を



学びます。将来は、地域の農業を担う後継者として若手農家の人たちの連携を密に販売ルートを広げていき、農業経営者として頑張っている地元の先輩たちのようになりたい。



頑張ってます!
《part 24》

ご存知ですか

★農地の貸し借り

	農地法の貸し借り許可	基盤法の利用権設定
契約期間が満了したとき どうなるか	期間満了前に地主が解約の意向を伝え ない場合は 自動的に更新されます 。 ※無償の貸し借りには 自動的な更新 はありません	利用権は期間満了によって 終了 。 ※再設定により更新できます。
地主側が土地を利用した いが、協議が整わない場 合は どうなるか	賃料の不払いや耕作放棄などの事由 がない限り契約更新をしなければなら ない。(借主の耕作権が保護されて いるため) ※無償の貸し借りには 耕作権の保護 はありません	利用権は期間満了によって終了する ため、中途解約の場合を除いて、 耕 作権の保護は問題になりません 。

①解約の協議が整った場合、何か手続きが必要ですか？

農地法の貸し借りや、基盤法の利用権設定の中途解約の場合は、解約合意を書面で作成して、それらを農業委員会事務局に提出する必要があります。

②貸主が亡くなった場合、契約はどうなりますか？

農地法の貸し借り、基盤法の利用権設定を問わず、相続人に貸主側の義務（土地を貸す義務）が引き継がれるので、死亡によって契約が終了するわけではありません。

③遊休農地の管理のため農地を貸したいが、相続のため共有者多数で困っています。

平成21年の基盤法の改正により、5年を超えない利用権設定については2分の1を超える共有持分権者の同意があれば貸すことが出来ます。

※農地の貸し借りについて、正規の手続きをしないと様々なトラブル発生のもとになります。
このようなことにならないようお気軽にご相談ください。

★農地の地目と現況

●農地とは、基本的に土地の登記の地目が田や畑の土地のことであり、現況が田んぼの土地は田、畑や果樹園、牧草栽培の地目は畑となります。

例えば現在休耕地になっていて雑草や雑木が生い茂り荒地のような土地であっても、雑草などを刈れば畑に利用できる状態ならば土地の地目は畑のままになります。ちなみに「雑種地」とはどの地目にも該当しない場合に定める地目です。

①農地から宅地への地目変更

農地転用許可もしくは非農地証明の手続きを行う必要があります。

②農地の地目変更

登記の地目が田や畑の土地については、農地という扱いになり農地以外の地目に変更する前に、農地法の手続きが必要になります。手続きには、非農地証明や農地転用許可などいくつかの種類があり、農地の地目を変更する時には、現況の写真を持参し農業委員会にご相談ください。

③地目が山林の条件とは

地目が山林と認定されるための条件として少なくとも数十本の大きな木が立っている土地で全体的にも山林と言える状態でなければならない。

【ご存知ですか】に関するお問い合わせは七尾市農業委員会（53-8440）へ

農業委員会 新制度に係る説明会の開催

「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日施行されました。

今回の改正では、農業委員の選出方法が、選挙による公選制から、推薦・応募者の中から市長が任命する制度に変わります。

また、農地利用最適化推進委員が新設され、推薦・応募者の中から農業委員会が委嘱します。七尾市においても平成29年7月24日より新たな体制になります。

つきましては、説明会を開催いたしますので、最寄りの会場にご参加ください。

また、最寄りの会場で都合がつかない方につきましては、都合のつく日時・会場にご参加ください。

【月日・会場】

- 平成29年1月17日（火）七尾サンライフプラザ
 - 平成29年1月18日（水）サンビーム日和ヶ丘
 - 平成29年1月19日（木）中島町文化センター
 - 平成29年1月20日（金）能登島総合健康センター
- ※19時から1時間程度

【内容】

- ①農業委員会の制度改正について
- ②農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦及び応募方法について
- ③委員候補者の選考方法について
- ④今後のスケジュールについて

【問合せ先】

七尾市農業委員会
TEL 53-8440
FAX 52-7765

第54回石川県農業委員会大会

十一月十四日、穴水町の「のとふれあい文化センター」で県内市町から500人近くの農業委員や関係者が参集して石川県農業委員会大会が開催されました。大会当日は、式典を前に事業戦略構築研究所AX代表の高木氏による「ブランド化を核にした地域の農業の振興策」成功例と失敗例から学ぶ地域戦略」と題し基調講演が行われました。大会では、穴水町農業委員会の中田会長の農業委員会憲章を参加者全員で唱和し、引き続き永年勤続農業委員らが表彰されました。

全国農業会議所専務理事の松本広太氏の「農業情勢報告」、穴水農業委員代表が大会宣言を読み上げ、参加者全員で要望の実現に向けてガンバロウ三唱をしました。



農業委員の活動

女性農業委員北信越ブロック大会に参加して

網谷 廣子

農業県である長野県の千曲市で、北信越各県の女性農業委員百余名りが一同に会し、男女共同参画の実現はもちろん女性の立場から見た担い手の農業集積、集約化や遊休農地の解消と活用など広範囲に渡り情報交換を行いました。この日は、意識の高揚と地域農業の活性化など具体的な実践活動について熱い討論が行われ、多くの知識を深めることができた研修となりました。農業が抱える問題は各県共通点も沢山あり一朝一夕に成果はできませんが、今後も女性らしく現実を直視し前進するよう心がけ頑張っていきたい。

農業者のための年金

農業者年金

に加入しましょう！

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業専門誌

全国農業新聞を 購読しましょう！

※発行日 毎週金曜日
※購読料 一ヶ月700円
年額8,400円

編集後記

明けましておめでとうでございます。旧年中は農業委員会たよりをこ愛読いただきありがとうございます。今年の冬は平年に比べて雪の降る日が多くなるとの予報がされております。除雪作業を行う際には十分に気をつけてください。今年も昨年と同様に農業に関する情報を分かりやすく取組んでいきます。ご意見等ございましたら是非お寄せください。

編集委員一同

お問い合わせ、お申込みは農業委員会へ
☎ 53-8440 FAX 52-7765